

第二章 明治時代後期の社会

第一節 島門村・浅木村の誕生

一 明治二十二年の遠賀町

明治五年の大小区実施に始まり、同十一年の郡区町村編成、同十七年の連合戸長役場と改変を重ねて来た公行政的組織の編成は、明治二十二年四月の市・町村制の実施により完成する。これにより、国―府県―郡―市町村という官治的支配体制が確立される。

遠賀町域では、先にも触れた通り、北部に島門村、南部に浅木村が誕生し、それまでの各村は大字となった。現遠賀町の母体の誕生である。合併調書は合併⁽⁴¹⁾の事情を次の通り記している。1 合併する事由、2 沿革、3 新町村名の選定事由、4 その他である。田畑の反別は右欄は官有地、左欄は私有地であり、反畝歩は省略されている。戸口第VI―4表に示しているので省略している。

嶋門村

1 現今戸長所轄区域ノ内戸切村及別府村ノ内上三郷ヲ除キタルモノニシテ、数年ノ久シキ、已ニ協同自治ノ一端ヲ養成シタレバ、其情願ヲ取り、一村トナスハ頗ル適當ナルヲ信ズ。

2 鬼津村ハ明治八年地租改正ノ際、元若松村ト合併セリ。

3 嶋門ヲ以テ名トスルモノハ、往昔水陸ノ往来繁多ナルニヨリ、嶋門駅ヲ置ク。今ノ嶋津村云々等、古書ニ顯著ナリ。採リテ名トス。

4 南北一里餘ニシテ、東西二里ニ足ラズ。土地平坦、交通便利ニシテ、現今鬼津村字丸ノ内ヲ以テ村役場トナス時ハ、恰モ中央ニシテ、聊カ不便ヲ感ズルノ憂ナシ。且現時ノ各村ハ、遠賀川ノ西部ニ在ルヲ以テ、大半水利水害ヲ共ニシ、隨テ風俗人情異ナルコトナシ。其利害ヲ異ニスルモノハ、除ケテ他ニ新村ニ編入ス。

	田	畑	宅地	池沼	山林	原野	雑種地	合計
鬼津村	一六四	三七	八	一	一五三	一	三一	二二六
尾崎村	一一一	二七	七	六	四〇	二一七	一八	二一七
今古賀村	七八	三	三	一	一	一	一三	八五
広渡村	一四九	二	六	一	一	五	四三	一七五
島津村	六八	一六	二	五	三	二	七六	九七
別府本村	一〇〇	一三	五	三	一八	一	一三	一四六
合計	六七三	一〇九	三三	一七	七八三	三一七	一八三	九四七

浅木村

1 現今虫生津村、木守村、下底井野ハ、各小村ナレバ、自治ノ実ヲ举ルノ資力ニ乏シク、且之ヲ合併スルモ、尙戸数僅カニ二百六十餘、人口或千三百餘ニ過ギズ。近接別府村ノ内宇高家、花園、尾倉ヲ合シテ、一村ヲ構成スルハ、其情願ヲ取ル。

2 (記入ナシ)

3 現今下底井野村ハ藩政ノ頃、浅木村ト稱シ、現ニ同村々社ヲ浅木神社ト稱スルヲ以テ、之ヲ採リ、新村名トス。

4 別府村ノ内高家、花園、尾倉ヲ除クノ外ハ、現今戸長役場一区域ニ属シ、已ニ共同一致ノ慣習ヲ成セリ。又別府村ノ内該三部落ニ在テハ、風土人情ニ於テ、毫モ故障ナキノミナラズ、水利上却テ本区域ト利害ヲ共ニセリ。而シテ現今別府村字花園ニ役場ヲ設置セバ、互ニ相交通ノ便ヲ得ベシ。

	田	畑	宅地	池沼	山林	原野	雑種地	合計
虫生津村	六三	一一	三	五	一〇九	二二五	一一	二二九
木守村	二二七	二四	八				二〇	二〇〇
下底井野村	一〇五	二二	六					一二七
別府村ノ内 高家、花園、 尾倉	七一	一五	三	四	三五六	二四九	三七	一一四
	三六八	五四	二二	一一	一五八	四六九	四六	五七五

第VI—1表、第VI—4表、及び合併調書により、第五大区時代(明治七年頃)と明治二十二年の村勢を比較すると、田畑・人口に関しては、その増加率は第VI—7表の通りである。田畑面積は反畝歩を省略してあり、正確な数ではないが概要は把握することができる。

第VI—7表 田畑、人口の増加率

地区	田	畑	戸数	人口
鬼津	1.55	1.03	1.21	1.09
尾崎	1.17	1.23	1.14	1.14
別府	1.63	1.12	1.37	1.32
今古賀	1.34	1	1.42	1.54
木守	1.55	1	1.05	1.15
虫生津	1.58	0.73	1.09	1.27
下底井野	1.62	0.92	1.06	1.23
島津	1.15	1.78	1.19	1.22
広渡	1.53	1.33	1.20	1.18
平均	1.46	1.10	1.19	1.21

が最も大きく、島津の一町三反一畝余がそれに次いでいる。最少は広渡の九反五畝余、次が別府の九反八畝余である。今古賀・尾崎・木守が平均の一町一反一畝余を超えており、鬼津・虫生津が平均を割っているが、いずれも前記の下底井野と広渡の間であり、平均に近く、平均的には大差はない。

浅木村役場は別府花園八三〇番地に置かれて変ることはなかったが、島門村役場は鬼津丸ノ内(若松)より広渡六十歩に新築移転したが白蟻のため倒壊、その後、別府高瀬柴田英次氏宅、更に、旧停水上虎雄氏宅と移転している。

地租改正後、各村ともに田地はかなり増加しているが、畑地は今古賀、木守は殆ど変わらず、虫生津・下底井野は減少している。人口も若干の増加がみられるが、第VI—4表の明治十七年の島津や下底井野のように減少している村もあり、微増傾向といえる。人口の増加率に対し、田畑の増加率は一・四〇とそれを凌駕している。全体的な経営規模は縮小することはないが、全戸農業と仮定して、全体の一戸当り、一人当りの平均所有反別を算出すると第VI—8表となる。村別一戸平均よりすれば、明治二十二年では下底井野の一町五反六畝余

第VI—8表 平均所有反別

種別	年	田		畑		田畑合
		町	余	町	余	町
1戸平均	M7	0.79	0.15	0.15	0.15	0.95
	M22	0.97	0.15	0.15	0.15	1.11
1人平均	M7	0.15	0.03	0.03	0.03	0.18
	M22	0.18	0.03	0.03	0.03	0.21

二 歴代の村政担当者

市町村制の施行により島門村・浅木村が誕生、地方自治団体として成立すると、その意志決定機関としての村会が設置される。村会議員は、制限つきながら、公選によって選ばれる。

選挙権、被選挙権は市町村住民を公民と住民に分け、公民にのみ与えられた。公民はその地区に二年以上居住し、町村の負担を分担し、町村内で地租、又は直接国税二円以上を納める満二五歳以上の、一戸を構える日本人男子をいう。町村政を有資産者や地主に担当させようとする意図が明らかである。地区外居住者でも当該地区へ最多額（該地区公民の三位まで以上）納税者にも選挙権が与えられる。

選挙は任期六年の等級選挙であった。等級は選挙人が納める町村税の総額の二分の一の額になるまでを上位より拾い一級選挙人とし、二分の一以下を二級選挙人とする（市では一級より三級に分ける）。一級選挙人は多額納税者であり、その数は多くはない。選挙は議員定数を二分し、二級選挙より行う。任期は六年であるが、三年ごとに半数が改選される。明治四十四年に任期は四年に改正され、半数改選制は廃止される。等級選挙は選挙資格が「直接市町村税を納める者」に改められた大正十年に廃止される。

村政を担当する村長と助役は村会が満三〇歳以上の公民の内より選出する。村長と助役は名誉職として無給が原則であり、有給村長の場合は内務大臣の許可が必要であつたので、村長・助役は有資産者に限定されがちであった。村長は村議会の議長をも兼ねる（荒川五郎（新旧対照）市町村制及理由）。

島門村・浅木村は昭和四年の両村合併、遠賀村誕生まで続く。その間の歴代村政担当者は次の通りである。

第VI—9表 島門村歴代村長

氏 名	就任年月	退任年月
柴田直敏	明治22年5月	明治24年3月
松本久磨	“ 24年3月	“ 26年2月
村田登七郎	“ 26年2月	“ 30年2月
同	“ 30年3月	“ 31年3月
矢野与壮	“ 31年5月	“ 35年5月
柴田源兵衛	“ 35年6月	“ 39年6月
矢野弥次郎	“ 39年6月	“ 39年10月
松本恒士	“ 40年7月	“ 44年7月
松井実太郎	“ 44年8月	大正4年8月
小野彦太郎	大正4年10月	“ 8年10月
同	“ 9年5月	“ 13年4月
柴田勉	“ 13年6月	昭和3年6月
同	昭和3年6月	“ 4年3月

両村の三役は次の通りである。

第VI—10表 島門村歴代助役

氏 名	就任年月	退任年月
柴田四郎	明治22年5月	明治26年5月
柴田源兵衛	“ 26年5月	“ 30年5月
同	“ 30年8月	“ 31年6月
松井強	“ 31年6月	“ 35年6月
松井実太郎	“ 35年7月	“ 36年7月
馬場賢巳	“ 36年7月	“ 38年9月
松本恒士	“ 39年8月	“ 40年7月
和田誨作	“ 40年8月	“ 44年8月
二村平吉	“ 44年10月	大正4年10月
井口勇太郎	大正5年4月	“ 9年4月
田中清	“ 10年11月	“ 14年11月
同	昭和2年6月	昭和3年8月

第VI-11表 島門村歴代収入役

氏名	就任年月	退任年月
添田安吉	明治22年5月	明治24年
広田覚郎	" 24年	" 25年12月
丸井藤敏	" 26年	" 29年11月
添田竜象	" 30年	" 31年
吉田利七	" 31年6月	" 34年4月
原田房太郎	" 34年4月	" 38年4月
同	" 38年4月	" 42年4月
同	" 42年4月	" 45年2月
添田安郎	" 45年2月	大正3年3月
井口寿太郎	大正3年3月	" 5年
吉田利造	" 5年12月	" 9年12月
同	" 10年1月	" 10年5月
高崎静雄	" 10年6月	" 14年6月
安増忠次	" 14年7月	昭和3年3月

第VI-12表 浅木村歴代村長

氏名	就任年月	退任年月
毛利晋一郎	明治22年6月	明治26年6月
同	" 26年6月	" 30年6月
有吉轟作	" 30年9月	" 31年9月
有吉与平	" 31年11月	" 35年11月
同	" 36年3月	" 36年7月
中間大一郎	" 36年10月	" 38年10月
古野弥八郎	" 38年12月	" 42年10月
有吉咲一	" 42年11月	大正3年3月
同	大正3年4月	" 4年12月
有吉常太郎	" 5年6月	" 9年6月
同	" 9年6月	" 9年10月
有吉曆太郎	" 9年11月	" 13年11月
同	" 13年11月	昭和3年11月
同	昭和3年11月	" 4年3月

第VI—13表 浅木村歴代助役

氏名	就任年月	退任年月
筋田 精一	明治22年6月	明治26年5月
同	" 26年7月	" 28年6月
筋田 純一	" 28年7月	" 32年1月
毛利 末芳	" 33年5月	" 34年7月
有吉 峻平	" 34年10月	" 38年4月
有吉 常太郎	" 38年10月	" 42年10月
有吉 咲一	" 42年11月	" 43年3月
筋田 半一	" 43年6月	大正2年11月
白石 憲太郎	大正2年11月	" 6年11月
嶺 猪之吉	" 6年12月	" 10年12月
芳賀 倉平	" 11年1月	" 15年1月
石松 市郎	昭和2年4月	" 4年3月

第VI—14表 浅木村歴代收入役

氏名	就任年月	退任年月
有吉 与平	明治22年6月	明治26年5月
同	" 26年5月	" 30年3月
有吉 団次郎	" 30年4月	" 30年12月
白石 利作	" 31年4月	" 32年6月
石松 源平	" 32年8月	" 34年4月
縄手 伊之吉	" 34年5月	" 38年5月
同	" 38年5月	" 42年5月
筋田 半一	" 42年5月	" 43年6月
嶺 猪之吉	" 43年6月	大正3年6月
同	大正3年6月	" 6年12月
高 豊吉	" 7年1月	" 10年1月
同	" 10年1月	" 13年3月
峯 俊郎	" 13年4月	" 13年4月
古野 貞太郎	" 13年5月	" 13年10月
毛利 林二	" 13年11月	昭和3年11月
同	昭和3年11月	" 4年3月

第二節 明治末期の遠賀町

明治末期の遠賀町の様子を記したものに『浅木村是』『島門村是』と『遠賀郡誌』がある。殊に、前二者は町村是編纂の指示に従い、浅木村・島門村の明治三十九年の状態を分析している。日露戦争直後の農村の状態とも

第VI—15表 明治39年の人口

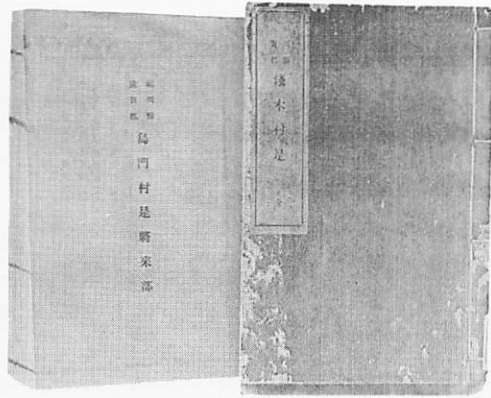
村別	種別	戸数	男	女	計	1戸当り人員
島門村	在籍戸数	825	2,156	2,199	4,355	5.28
	現在戸数	694	1,843	2,120	3,963	5.71
浅木村	在籍戸数	413	1,179	1,168	2,347	5.35
	現在戸数	347	937	1,083	2,022	5.82

いえる。

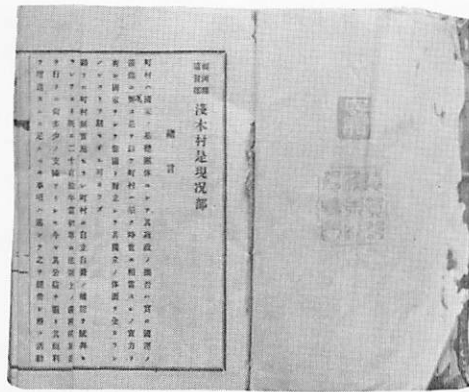
一 両村の村況

明治三十九年の両村の人口は第VI—15表の通りである。「島門村是」は同村人口は過去一〇年で二・二パーセントの伸び率を示しているとし、その率で増加すると、七年目には四、四二〇人、四四年後には八〇二五人になると予測し、「斯ノ如キ暁ニ達センカ、其倍数人員ハ如何ニ難繁ナル生計ヲ営ムベキカ、吾人生計ノ程度ハ漸ク次高マリ、衣食住ノ消費共ニ暴昂シツ、然ルニ人口ノ増殖、生活ノ上進ハ自然ノ勢ニシテ免ル可カラザル所ナリ。是ノ時ニ当リ、本村ノ力ハ将来幾多ノ人口ヲ養ヒ得ルカ、又幾何ノ余裕ヲ存スルカ否ヤヲ見定メザル可カラズ。豈今日ハ悠悠祖先ノ遺財ニ衣食シテ軽々月日ヲ送ル時ナラズヤ。宜ク策ヲ講ズベキヲ要ス」と述べている。前記の数になると予測する明治八十四年は昭和二十六年に当たる。「遠賀郡誌」が示めす人口では明治三十九年より四十四年まででは、島門村では七・五パーセント、浅木村では、四十三年までは五パーセント増と順調に増加していたが、四十四年は三十九年に比して一三六人、五・八パーセントの減少を示している。

前記の増加の予測にも拘らず、両村の人口は第VI—16表の通り、⁽⁶⁸⁾結果的には増加せず、昭和四年の両村合併を迎えることになる。



是村門島



是村木浅

る。浅木村では四七〇町六反八畝余、農家二戸平均二町六畝余である。島門村の農業生産物は米麦・甘蔗・大根が主体であるが、二毛作は多くはない。小作人の多いことも生産や発展の障害となっている。

工業生産は醤油醸造・生蠟・瓦製造が主体をなしているが、瓦製造のみが商品生産の希望が見えている。工業生産物としては、絹綿交織、木綿織、生糸、番茶、七島蘭表、コーリス筵、提灯、石殻、石殻俵、等が挙げられているが、自家用が多く、商品生産としては期待できない。

商業も酒（二五戸）、醤油（二）、菓子（七）、豆腐（五）等々の居売りがあるが、酒、呉服以外は小額資本に

明治三十九年当村の両村の職業制戸口は第VI—17表・18表の通りである。両村ともに農業が最も多く、専業・兼業と合わせると、島門村では六三・一パーセント、浅木村では六五・七パーセントを占めている。島門村では総耕作反別八〇六町八反三畝余、農家一戸平均一町八反四畝余に当た

は裸麦が多い。野菜では大根・菜類が多いが、蚕豆の作付が多く、蓮根は収益をあげている。工業は見るべきものはないが、木綿織を大部分の家で生産している。年間一戸五反平均と量的には多くなく、自家用に近い。酒造（一戸）のみが商品生産といえる。商業も日用雑貨が主で、酒類販売一二戸、牛馬売買五戸が目立つ程度である。

第VI-16表 島門・浅木両村の人口

	島 門 村		浅 木 村	
	戸数	人 口	戸数	人 口
大正2年	684	4,504	345	2,199
" 13年	670	4,179	300	1,875
" 14年	670	4,063	296	1,835
" 15年	670	4,008	300	1,843
昭和2年	665	3,912	293	1,867
" 3年	665	3,885	295	1,876

よる店である。商家の大部分は遠賀川駅前に集中している。浅木村でも農産物は米麦が主体であり、麦

第VI-17表 島門村職業別戸口

専 業			兼 業						計	合 計
業種	種別	専業戸口	農業	工業	商業	漁業	繅業	雑業		
農業	戸	257	181	0	0	0	0	0	181	438
	口	1,616	932	3	36	0	43	66	1,080	2,696
工業	戸	11	0	2	0	0	0	0	2	13
	口	51	6	7	0	0	0	0	13	64
商業	戸	17	0	0	31	0	0	0	31	48
	口	95	24	1	108	0	2	12	147	242
漁業	戸	1	0	0	0	4	0	0	4	5
	口	4	2	0	0	18	0	0	20	24
繅業	戸	6	0	0	0	0	37	0	37	43
	口	22	46	0	2	2	134	6	190	212
雑業	戸	93	0	0	0	0	0	54	54	147
	口	368	134	0	9	3	6	205	357	725
計	戸	385	181	2	31	4	37	54	309	694
	口	2,156	1,144	11	155	23	185	289	1,808	3,963

第VI—18表 浅木村職業別戸口

専業			兼業							合計
業種	種別	専業戸口	農業	工業	商業	船業	雑口	計		
農業	戸口	164	64	—	—	—	—	64	228	
		1,025	324	7	14	11	19	375	1,400	
工業	戸口	1	—	2	—	—	—	2	3	
		4	3	21	—	—	—	24	28	
商業	戸口	11	—	—	12	—	—	12	23	
		47	6	—	48	—	3	57	104	
船業	戸口	7	—	—	—	8	—	8	15	
		34	30	—	1	38	2	71	105	
雑業	戸口	55	—	—	—	—	23	23	78	
		253	36	—	1	—	95	131	385	
計	戸口	238	64	2	12	8	23	109	347	
		1,363	399	28	64	49	119	659	2,022	



瓦製造所

二 変り行く風習

両村是は生活・風俗についても触れている。島門村に於いては、「風俗人情ハ古来質朴ニシテ着実勤儉ノ美風アリトス。近時運輸交通ノ便開ケテヨリ、各地方ヨリ移住スルモノ多ク、漸々輕浮奢侈ノ弊風流行スルニ至レリ。加え、戦後経営ハ忽チ鉅業界ノ進運ヲ促シ、諸般ノ事業勃興ト労働者ノ需用ヲ増加シ、從テ劳銀ノ高騰ヲ来セリ。誠ニ艱乘業者ノ如キハ日々巨額ノ賃金ヲ得ルアリテ、自然的遊逸奢侈ノ弊風益々長スルノ劳アリ。其ノ弊風延テ本村ニ感染シ、為ニ風化一變シ、一時之レヲ矯正スルノ策ヲ施スノ途ナカリシ」と日露戦争後の鉅山・鉄道の隆盛に伴い、投機・奢侈の風潮が移入され、「近来新奇ノ風習専ラ流」を歎くに至っている。艱業者の場合「西川鉄道開通ノ為メ、今ヤ不況ニ沈マントス」、「尚漁棲適當ナル余地多ケレバ、西川両沿岸筋ハ砵水疎通ノ為メ、生産額漸次減少シツツアルナリ」とあり、室木線開通が艱業に影響を与え、西川上流の炭坑の鉅害が始まりつつあることを示している。

農家に於いては自給自足的傾向の強い中で、「一般ノ生活状態ヲ見ルニ、資金ニ富メルモ、貧ナル者モ麦飯ヲ常食トシ、粟・大根等ヲ混用スル者ハ或一小部分ニ過ギズ、又米飯而已食スルモノモ甚ダ稀ナリ。然ルニ拾数年
前ニ比較スレバ、米ノ分量尚多キニ過グ。家居ハ其構造一般ニ改良シ来リ、衣服ノ如キハ反テ矮屋ニ任シ、粗食
ニ安スル者却テ美服ヲ飾ルモノアリ。近年殊ニ此風習専ラ流行シ、農業者又此弊少ナカラザルヲ認ム、此等決シ
テ生産ニ伴フ消費ナリト云フ可カラズ」、「衣服ノ如キハ概ネ都会人士ノ風ヲ模規スル輩多カリシ」と生活様式
の変化が徐々にしのび寄っていることも示している。官営八幡製鉄所の創業、鞍手・水巻・中間等隣接地区の炭坑

の隆盛は、遠賀地区の生活様式にも影響を与え始めている。

三 将来への対応

町村是は編集方針として、「将来部」が附されている。これは一般的であり、両村に限らず、その記述も類型的であり、独自に自由に発想したものではないが、両村が挙げている将来の対策は次の通りである。これは当時の両村の状態に対する対応ともいえる。

農業に於いては土地の改良、及び、地主と小作人の融和が先ず挙げられる。土地改良では浅木村では深耕の推進、島門村では遠賀川改修工事と関連して土地区画整理を計画している。小作人問題は、当時、島門村では小作地を有する者七四人、小作者二三七人、浅木村では前者五〇人、後者一五〇人に及んでおり、「両者ノ間未ダ紛議ヲ醸シ、葛藤ヲ生ゼシコトナシト雖モ、又以テ全ク親善ナリト謂フベカラズ」と述べている。両村是全く同一文であり、村是の性格、ないしはその内容の限界が感じられるが、この問題解決は土地改良上も避け難い問題ではある。

米作では品種の改良等が考えられているが、当面の問題としては塩水撰の徹底化がある。当時、島門村では七五パーセントの実施率、浅木村では五二パーセントの実施率であるのを一〇〇パーセント化することを目的とする。裏作では麦、殊に小麦の作付を計り、休耕田には緑肥としての紫雲英（れんげ草）の栽培促進を挙げている。

蔬菜類では、八幡方面、及び、炭坑地帯の市場の拡大に伴い、商品作物の開発、生産量の増加、栽培法の改良等が企図され、浅木村では馬鈴薯、玉葱の作付が有望視され、奨励が計られている。

農村の風教の振長策としては、青年会の組織、農業団体の設置、貯蓄組合の設置、婦人会の組織、儉約申合（浅木）等が挙げられ、会則案がそれぞれ示されているが、村是編集に伴う将来の方針であり、努力目標でもある。

両村是記載の農業奨励振興策は、明治二十九年四月に組織された遠賀郡農会や、明治三十五年に創設された遠賀郡進農会の方針や施策を基本にし、それを敷衍、改訂した感じが強い。あるいは、遠賀郡としてはそれを踏襲することにしてはいたかもしれない。殊に、「当時郡内唯一ノ模範調査書トシテ、其筋ヨリ賞揚セラ」れたといふ『島門村是』にしても、「生産増殖・消費節約方法等振興発達ノ計画ヲ樹立シ、軽重緩急ヲ慮リ、利害得失ヲ検討シ、遂ニ永久的方針確定ス」とし、「現況部」の分析は他に比較して勝れているが、なお前記の延長線上にある。

島門村では村是調査の傍、第一回農事視察（明治三十九年）、稲毛品評会実施（同四十年）、青年進農会の組織（同四十二年四月）、底井野・浅木・島門共同耕地整理の計画（同四十二年）などを進めている。共同耕地整理は確定案まで完成していたが、経費が伴わず中止されている。明治三十八年十一月より三十九年十月まで島門村是調査主任書記をしていた中野覚郎は「切角心血ヲ注ギテ調査研究シタル村是モ実行ニ至ラザルモノ多ク、従ツテ村ノ衰微ハ愈々甚シク。遂ニ緊急ナルモノ十数項ヲ実施セントシテ其準備ニ着手ス」（明治四十四年）と記しており、地区の調査に基いているとはいいながら、理想と現実の差を示している。

第三章 遠賀村の誕生

第一節 合併への胎動

遠賀川と西川の運命共同体である島門村と浅木村の合併への胎動は村是現況部の調査が行われていた明治三十九年に始まる。明治四十二年九月にも合併問題を協議している。両地区はともに純農村地帯であり、土木・水利に関しては相互に関連しており、お互いに協力の必要なことも少くない。両村の人口は両村是では増加を心配しているにも拘らず、明治四十四年より減少傾向を示している。教育関係費や行政関係費は合併した方が住民の負担も少なくて済む筈であるが、その機運に至らない。隣接の矢矧村は明治四十年十月に岡県村と合併して岡垣村を形成しているが両村合併への拍車とはなっていない。明治末期には既に纏めの段階にあったであろう『島門村是』(大正二年四月印刷)、『浅木村是』(大正元年八月印刷)ともに、その「将来部」の総論・結論ともに、恰も雛型をその儘用いた如く、同一内容を記しているにも拘らず、両村合併には一言も触れていない。

大正期にも四年、八年と合併が協議され、後者では両村会で議決されたにも拘らず、時機尚早として見送られている。

この時期は、第一次世界大戦の初期より戦後に当たる。世挙げて好況より不況に向う時代であり、一方では民衆の力が論ぜられ、發揮された時代でもある。いわゆる「大正デモクラシー」である。

大正六年より県下でも同盟罷業が続発していた中に、大正七年に富山県下についた米騒動はまたたく間に全国に波及し、福岡県でも八月中旬に八幡・門司・戸畑の北九州地区や、筑豊の一部、及び、田川の炭坑地区で米騒動が勃発、軍隊の出動を見る。米騒動を契機に労働運動も各地で一層盛んになる。「溶鉱炉の火は消えたり」で有名な大正九年二月の八幡製鉄所の争議はその代表的なものであろう。農村に於いても、一般的には、小作組合が結成されたり、農民組合ができてくる。大正八年十二月頃よりは小作料永久減額の要求も行われ始める。大正十一年三月三日には被差別部落の解放を目指して、「人の世に熱あれ、人間に光あれ」と全国水平社の創立宣言がなされる。全国的な農民組織としての日本農民組合が結成されたのも同年四月のことである。

島門村・浅木村に於いては、これ等の社会的な動きに対応しての直接的行動は見出してはいない。

農民組織としての島門村農会・浅木村農会は明治二十九年に結成されているが、これは農会令に基いたものであり、農事奨励のための組織である。小農小商の金融を目的とした信用組合は大正二年に下底井野信用組合、同五年に虫生津信用組合、同八年に島門信用組合が設立されている。これは産業組合法（明治三年）に基く協同組織であり、農業協同組合の前身をなす。その他にも、大正五年には島門村青年会結成、同六年二月には遠賀川共進講の組織、同八年には遠賀川商工会の成立、同八年共衛会（自警団）の結成、同十二年二月には島門村消防組設置等々の地方組織が成立する。青年会は文部省通達（明治三八年二月二七日）や戊申詔書（明治四一年）、島門村是などの延長上にある。共進講は「地方ノ金員流出防止ト遠賀川繁栄」を目的としているが、当時流行の頼母子である。商工会は「薄利多賣主義ヲ目標トシテ、稍々モスレバ衰頽セントスル股販ヲ防止スルハ勿論、共存共

栄ノ実ヲ挙ゲシムル」を目的とし、「殊ニ、店舗ノ地上ゲ、道路ノ改築ハ緊急ナルモノトシテ之が促進ヲ謀」ることを主旨としている。共衛会は「自治警察ノ任ニ当リ、専ラ水火災防止ト警戒トニ努」めることを目的とする自衛团组织であり、島門村消防組に継承される。⁽⁹⁾

大正デモクラシーが民衆の力、ないしは、民衆の発想の発露であるとする、これら諸組織は、確かに一部では村民の意志の発露はあるかもしれないが、八幡・水巻・中間・鞍手などの工鉱業地帯に近接していながら、その地区の運動の影響は表面的には極めて少ない。そこには消費地と農業生産地区との差異があるかもしれない。大正十二年四月一日の郡制廃止により、再び合併の機運が醸成され、昭和三年十月の村会に於いて漸く合併の議決を得る。明治三十九年九月に合併の協議がなされてより二二年、大正八年八月の議決より九年を要している。これにより島門村と浅木村が合併して遠賀村が誕生する。

第二節 遠賀村の発足

一 合併前後の歩み

昭和四年四月一日、島門村と浅木村が合併して遠賀村が誕生する。両村の合併は昭和四年三月九日の「福岡県公報」で次の通り告示された。

福岡縣公報

第三百二十五號

昭和四年三月九日

○縣令

○福岡縣令第五號

明治四十四年法律第六十九號町村制第三條ニ依リ縣參事會ノ議決ヲ經内務大臣ノ許可ヲ得テ昭和四年四月一日ヨリ遠賀郡島門村淺木村ヲ廢シ以テ新ニ遠賀村ヲ置ク

○福岡縣令第六號

明治四十四年法律第六十九號町村制第三條ニ依リ縣參事會ノ議決ヲ經遠賀郡島門村淺木村ヲ廢シ新ニ遠賀村ヲ置クニ付テ該處分左ノ通定ム

- 一 島門村淺木村ニ屬スル權利義務ハ總テ遠賀村ニ於テ承継ス
- 一 前項兩村有財產ハ之ヲ遠賀村有財產トス

○告示

福岡縣知事 齋藤 守 函

○福岡縣令第五號
 明治四十四年法律第六十九號町村制第三條ニ依リ縣參事會ノ議決ヲ經内務大臣ノ許可ヲ得テ昭和四年四月一日ヨリ遠賀郡島門村淺木村ヲ廢シ其ノ區域ヲ以テ新ニ遠賀村ヲ置ク
 昭和四年三月九日
 福岡縣知事 齋藤 守 函

兩村の合併に伴う行政上の経過措置も、「新ニ遠賀郡遠賀村ヲ置クニ付、從來其地域ニ施行セラレタル左記條例ハ條例設定施行セラル、ニ至ル迄ノ間、当地域ニ引

続キ施行ス」と昭和四年四月一日に「福岡縣公報」号外で告示されている。対象とされる兩村の條例は公告式・手数料・督促手数料・火葬場使用、特別税戸割割についての條例は共通に存在するが、元淺木村の條例には公有林野県行造林條例、及び、住民印鑑及証明ニ關スル條例が含まれている。

兩村合併の経緯、及び、合併後一〇年の歩みについて役場の文書は次のように記している。

町村合併に関する調

一、町村合併ノ動機（原因）トソノ実現マデノ年數並經費概算

島門村六五五戸、淺木村二九五戸ノ純農村ニシテ人情風俗ヲ同ジクシ土木水利等最も密接ナル關係ヲ有シ其ノ一部ヲ共同

処弁セル状態ニ在リ兩村ニ於ケル税負担ノ状況ハ別表(第VI—19表)参照ノ通り苛重ノ負担ナルヲ以テ合併ニヨリ教育費
 役場費等ニ於ケル経費ヲ節減シ住民負担ノ軽減ヲ図リ経済的ニ或ハ施設ノ改善ヲシ自治ノ根底ヲ強固ニセントスルニアリ
 明治四十二年九月合併問題ニ関シ協議ヲナシタル事蹟アリ、大正八年八月兩村会ノ議決ヲ経タルモ時機尚早、合村機運
 醸成セズ合併ニ至ラズ、昭和三年十二月本県知事ノ諮問答申迄約十九年ヲ経過セリ

経費ノ概算

解散費(解散式自治功勞表彰費等) 島門村四、九五〇円 浅木村八五〇円

慰勞費其ノ他(吏員委員ノ慰勞費其他) 三、二〇三元 一、九〇〇円

計八、一五三元 二、七五〇円

二、合併実現ノ経過

イ、町村民大会ニテ促進運動ヲナシタカ

ナシ

ロ、各町村有志ノ連絡ニヨツテナツタカ

兩村有志間ニ合併ノ必要ナルコトヲ認メ委員ヲ設ケ相互連絡接渉セリ

ハ、県ノ指導方針ニヨルカ

郡制当時郡長ヨリ其ノ後県当局ヨリノ合併懇願屢々アリ為ニ合併機運ヲ促進セリ

ニ、合併機運ヲカモシタ重要人物ノ年令地位

島門村長 故松本 恒士(四四歳)

故小野彦太郎(五五歳)

故柴田 勉(六三歳)

浅木村長 故古野矢八郎(五八歳)

故有吉常太郎(四八歳)

有吉曆太郎(五四歳)

ホ、合併運動発源町村名及其ノ運動方法

- 特ニ発源地トシテハナク両村民間ニ合併ノ必要ヲ認メタルニ因ル
- へ 合併問題ノ中心人物(表面デナクトモ真実ノ) 現存者氏名
 有吉曆太郎、原田房太郎、吉田利七、増田幸蔵、芳賀倉平、有吉藤蔵
- 三、合併前後ニ於ケル予算並ニ負担ノ状況及其ノ現在ノ状態

第VI—19表 予 算

大正13	昭和2	昭和3	4	5	6	7	8	14	15
三七、一五九	四〇、一四	四二、〇六二	四三、九二七						
三七、五二三	四〇、一四	四二、〇六二	四三、九二七						
二〇、六七二	一九、八〇七	二一、三二三	二二、六九一						
五七、八三一	五七、三二〇	五九、九九九	六三、三七五	六六、六一三	六八、〇〇六	六二、七三四	六五、五〇七	五五、四三一	六四、八三五
三〇、五六九	三三、〇三八	三三、四三三	二九、三五六	三〇、五六七					
三四、四五四	三三、〇五〇	三一、〇〇〇	二九、〇〇〇	二二、五〇〇					
遠賀村	遠賀村	遠賀村	遠賀村	遠賀村	遠賀村	遠賀村	遠賀村	遠賀村	遠賀村
三〇、六〇〇	二八、五〇〇	一九、〇〇〇	二二、五〇〇	二九、〇〇〇					

戸数割一戸平均

四、合併ニ至ル迄ノ困難ナ問題

村民ノ大勢ハ合併機運熟シ合併ノ必要ナルコトヲ諒得シ居ルモ昭和三年十月合併ノ村会議決後村ノ一部ニ反対運動起リ四区ヨリ陳情書提出ニ及ヒタルモ其ノ理由トスルトコロハ小村ヨリ大村トナレバ諸事纏リ難ク村ノ平和ヲ維持スルニ困難

ニヨリ合併不同意ノ旨申述シタルモ村長ハ円満ナル諒解ヲ図リテ後決行スベク再三該部落ニ至リ区民又ハ其ノ代表者ト懇談ヲ重ネ合併ノ必要ナル所以ヲ力説シ土木工事（路線ノ拡張、井堰ノ改築等）及老良小学校ノ廃止等ニ就テハ夫々希望條件ヲ附シ新村ニ引継グ旨ヲ確約シ円満ナル解決ヲナセリ

五、合併ニヨリ役場、学校、産業組合、伝染病院等如何サレタカ

役場。合併直後ハ元島門村役場（民有）ヲ一時仮使用シ昭和六年村ノ中央ニ位スル現在ノ庁舎ヲ新築セリ

学校。合併当時三校アリタルヲ昭和八年三月老良校ヲ廃止シ現在島門、浅木ノ二校アリ

産業組合。元島門村一円トセルモノ元浅木村ニハ虫生津、浅木ト三組合アリタルモ孰レモ経営不振ノタメ解散シ昭和六年新タニ村一円ヲ区域トセル遠賀村産業組合ヲ設立セリ

伝染病院。両村各別ニアリタルモ病舎ノ腐朽ト経費節減ノタメ之ヲ統一ヲ計画シ昭和十一年五月大字別府地内ニ伝染病院

及附風火葬場ヲ新設セリ

六、合併後ノ町村名稱ノ由来

往古崗ノ水門（芦屋）ヲ湾口トセル内海ナリシヲ以テ史的名稱トシテ崗村トスベキト論アリタルモ旧郡域ヨリ若、幡、戸三市ノ出現ニ伴ヒ現在郡ノ中央ニ位シ又遠賀川ノ流域ニ耕地千百町歩ヲ有スル純農村ナルヲ以テ躍進的前途ヲトスル意味

ニ於テ遠賀郡ノ「遠賀」ナル名稱ヲ冠スルコトナレリ

七、町村長以下吏員ノ處置

臨時村長ハ浅木村長有吉曆太郎收入役臨時代理ハ島門村收入役安増忠次トシ書記十名（島門六浅木四）ヲ八名ニ減ジ（元島門五浅木三）ヲ新村書記トシテ任命セリ

八、合併後ノ町村民ノ之ニ対スル聲

元来両村民間ニ於ケル親族縁故ノ關係深キ為寧ロ合併ノ当然ナルコトニ鑑ミ多年ノ懸案成就シ村政ノ發展ヲ祈念スル次第ナリ

然ルニ村民一部ノ声トシテハ戸籍、納税等ニ就テ從來近巨離ノ役場ニテ事足レルヲ稍遠クナリタル（僻偶ノ地ヨリ）事不便ノ由聞キタルモ其ノ後方法ノ改善（例納税ニ付テハ区長取納納付等）ヲ講ジ合村後十余年ヲ経タル今日は是等ノ事ニモ馴レ役場ヲ中心トシテ諸般ノ治政ニ磨リ旧村域ノ感情の意識復念ニ拘ラズ真ニ理想郷ノ建設ニ邁進セントスルニアリ

九、其ノ他

村ノ名譽職特ニ村會議員ノ配置乃至選出ガ適正ニ表現セラル、コトハ自治体ノ實質的機關ノ充實デアルト共ニ各部落實單位ノ選出議員アルコトヲ原則トシタル地域代表制ガ望マシイ過去ノ選舉ニ於ケル實態ハ自由競争形態ノ象徴デアルトコトガ將來ニ於ケル自治政ヘノ禍根トナルベキコトヲ思慮スレバ議員選出ノ方法ガ自治政ノ將來ヲ画スル所以ナレバ敢テ私見ヲ附記ス

又村、農會、産業組合等ニ於ケル各々職分ハ異ナレルモ將來ノ郷土ヲ建設乃至發展セシムルニハ現在ニ於ケル連絡協調ヨリ一步前進シ合同的活動分野ガ与ヘラルレバ猶更治政ノ興隆ニ寄與貢獻スベキモノニアラント思惟ス乃チ新体制下ニ於ケル公益機關ノ整備充實化ニ因ツテ其ノ機能ノ發揮乃至活動ノモタラス効果ハ蓋シ多大ナリト思慮スレバナリ

合併直後は現在の旧停区内に在った水上虎雄氏宅を仮役場とし、昭和六年六月六日今古賀九一番地ノ一の田三反九畝二三歩を買収し、鬼津若松の山砂を芦屋軌道で運び敷地を造成した。この位置はその頃工事中だった旧国道三号線沿いに役場本庁舎を造った。土地建物（小使室等を含む）の総工費は一三、〇〇〇円だった。

その後四十年を経て昭和四十七年（一九七二）五月、遠賀町大字今古賀五一三番地の現庁舎に移転し今日に及んでいる。

二 歴代の遠賀村町長と助役

遠賀村町政の執行に当って来た遠賀村長・同町長・同助役・同収入役は第VI―20表・21表の通りである。昭和三十一年四月一日に町制が施行されているので、同年三月三十一日まででは村長、四月一日よりは町長である。

大正十四年三月に、大正デモクラシーの頂点をなす普通選挙法が第五〇帝國議會を通過し、翌十五年より普通選挙制が採用されることになるが、町村会の選挙は選挙権の納税資格が撤廃されたことを除いては旧前と大差は

第VI—20表 歴代遠賀村町長

氏名	就任年月日	退任年月日	摘要	
有吉 曆太郎	昭和 4. 6. 7	昭和 5. 9.27	村長	
原田 房太郎	" 6. 1. 1	" 9.12.31		
柴田 圃 太	" 10. 1.28	" 14. 1.27		
安部 伝 次	" 14. 6.27	" 18. 6.26		
加藤 猛 雄	" 18.12.29	" 20. 6.19		
名和 朴	" 20. 7.16	" 21.10.15		
古野 繁 樹	" 22. 4. 5	" 30. 4.30		
有吉 茂 也	" 30. 5. 1	" 38. 4.23		
小川 登一郎	" 38. 5. 1	" 46. 4.13		39.4.1より町長
柴田 貫 藏	" 46. 5.26	現 在		

第VI—21表 歴代助役・収入役

助 役

氏名	就任年月日	退任年月日	摘要
原田 房太郎	昭和 5. 6. 5	昭和 5.12.31	
小野 伝 七	" 7. 5. 8	" 10. 2.21	
毛利 幸 市	" 10. 7.16	" 12. 6. 5	
松本 寛	" 12. 7.17	" 20. 7.16	
古野 繁 樹	" 20. 9. 8	" 22. 3.26	
小野 周太郎	" 22. 6. 7	" 32. 9.12	
和田 弘 夫	" 32. 9.19	" 34. 9.15	
小川 登一郎	" 34.10.12	" 38. 4. 5	
有吉 寿	" 38.10. 1	" 42. 9.30	
小川 泰	" 42.10.10	" 46.10. 9	
柴田 武 門	" 47.10. 3	現 在	

第3章 遠賀村の誕生

収入役

氏名	就任年月日	退任年月日	摘要
安増 忠次	昭和 4. 4. 1	昭和 5. 6. 30	
加藤 権三郎	" 5. 7. 1	" 9. 6. 30	
毛利 林二	" 9. 8. 4	" 15. 1. 5	
江藤 優	" 15. 1. 15	" 19. 8. 20	
縄手 達実	" 19. 8. 31	" 25. 8. 31	
石松 四郎	" 25. 10. 1	" 35. 4. 30	
小川 泰	" 35. 5. 7	" 42. 10. 9	
太田 悟	" 42. 10. 10	" 46. 10. 9	
山本 豊	" 46. 10. 21	" 50. 10. 20	
三砂 貞利	" 51. 3. 26	" 55. 3. 26	
石橋 清美	" 55. 3. 27	現在	



39年4月1日 遠賀町発足

松本寛氏は遠賀村議
 会議員、遠賀村助役を
 歴任。著書に「小作問
 題の真相」「優良農村
 の経営」などがある。
 増田幸藏氏は淺木、
 島門両村の合併に深く
 関係、神田川取水口の
 大隈移転にも尽力され
 ている。

ない。町村会議員に立候補制が採用されたのは昭和十八年三月の改正以後のことであり、婦人の参政権は昭和二十年十二月の改正選挙法を待たねばならなかった。改正選挙法により、選挙資格が、従来の区域内に、二年以上居住の満二五年の男子より、三か月以上居住の満二〇年以上の男女に改訂され、被選挙権も満三〇年以上の男子より満二五年以上の者に改まり、昭和二十五年の公職選挙法へと移行する。

第VI—22表 遠賀村議会議員名簿(自昭和4年4月1日
至昭和22年3月31日)

	昭4.4.1~8.5	昭 8.5~12.5	昭12.5~17.5	昭17.5~22.4
鬼 津	蔡 唯 壮 太田 清九郎 井口 惣太郎	太田 藤兵衛 吉 浦 国雄 吉 浦 武雄	吉 浦 国雄 二 村 喜壮 松 尾 保氏	井 口 強 吉 浦 国雄
広 渡	徳 王 三 次 松 本 寛	松 本 寛 柴 田 淵次郎	柴 田 恭 平 松 本 寛	柴 田 恭 平 松 本 立 生
尾 崎	門司 賢次郎 高山 幸三郎	旗 生 良 夫 廣 田 上 枝		増 田 幸 蔵
別 府	吉 田 利 七 奈 玉 平	花 田 佐九郎 吉 川 甚三郎	永 田 要 蔵 花 田 佐九郎 吉 川 甚三郎	花 田 佐九郎 吉 川 甚三郎
上別府	石 松 市 郎 白 石 俊 作	石 松 亮 一 石 松 茂八郎	安 藤 民 平	筋 田 繁 世
木 守	近松 惣太郎	村 田 俊 哲 村 田 与 一	村 田 与 一	村 田 作 十 村 田 藤 蔵
遠賀川	田中 甲太郎		泉 原 良 作 田中 甲太郎	田中 甲太郎
浅 木	有 吉 藤 蔵	有 吉 藤 蔵	有 吉 佐 平	有 吉 佐 平
虫生津	嶺 要 一 郎		古 野 貞 太郎	縄 手 達 実
老 良	添 田 安 郎	高 崎 東 一 郎	高 崎 卯 之 助	原 田 清 宗
若 松	入 江 千 吉	舛 添 権 三 郎	舛 添 増 吉	小 野 伝 七
今古賀		柴 田 三 郎	加 藤 軍 次 郎	加 藤 猛 雄
島 津	江 藤 又 次 郎	大 場 啓 助	矢 野 与 雄	矢 野 喜 壮
東 町				藤 浦 岩 吉
議 長	有 吉 曆 太 郎 原 田 房 太 郎	原 田 房 太 郎 柴 田 円 太	安 部 伝 次	安 部 伝 次 加 藤 猛 雄 名 和 朴

註 議長は村長が兼務していたので、複数の氏名は村長の交代による。

第3章 遠賀村の誕生

第VI—23表 遠賀町村議會議員一覧

(◎印議長○印副議長)

自 至	氏 名
22 26 ・ ・ 5 4 ・ ・ 1 29	◎毛利 盈 ○森田 豊 江藤健次郎 池田 猶壮 松尾 和吐 吉浦 芳美 井口 武則 永田 伊男 小川 速水 仲野 馨 柴田 治三 榊田三四郎 栗林 貞吉 中芝 茂生 小串 只 有吉 寿 中山 包久 高崎 卓造 白石 忠雄 添田 繁 柴田 守 重広 順次
26 30 ・ ・ 4 4 ・ ・ 30 29	◎井口 強 ○永田 伊男 江藤 優 小野藤右ヱ門 秦 迺雄 小野 郷雄 林 国雄 秦 徳雄 加藤弘一 荒牧正右ヱ門 半田 徳 石松 覚郎 毛利 茂 仲 強 河重 寿 中村 嘉六 有吉 寿 中山 包久 吉村 菊雄 高崎 嘉郎 柴田 守 柴田 貫蔵
30 34 ・ ・ 4 4 ・ ・ 30 30	◎井口 強 ○仲野 馨 中村 嘉六 石田 金久 近松 庫義 舛添 喜壮 高崎 博愛 高 万年 芳賀 喬一 重広 新 竹内多一郎 高椋 一利 末森 友一 中山 包久 柴田 光 矢野 智 高崎 嘉郎 副田 延一 小川 速水 仲山 頼夫 松井 勝 柴田十久夫
34 38 ・ ・ 5 4 ・ ・ 1 30	◎仲野 馨 ○中山 包久 毛利 善夫 高 万年 谷口 説夫 松本 伝 二村 義彦 古野寿一郎 重広 新 中村 嘉六 柴田 貫蔵 石田 金久 松井 正義 秦 宝一 田中 信男 小野藤右ヱ門
38 42 ・ ・ 5 4 ・ ・ 1 30	◎柴田 貫蔵 ○小野周太郎 ○有吉 茂也 中村 嘉六 柴田 アキ 毛利 善夫 近松 庫義 秦 宝一 柴田 涼 仲野 馨 池浦 順一 高崎 重徳 重広 新 松井 清 旗生 重己 矢野 速雄

自至	氏	名
42 46 ・ ・ 5 4 ・ ・ 1 30	◎中山 包久 ○重広 新 舛添 義光 松井 清 門司 怒 池浦 順一 安部 春繁 吉田 英雄 山内一太郎 豊沢 建一 毛利 盈 石田 茂 森 末男 柴田 涼	
46 50 ・ ・ 5 4 ・ ・ 1 30	◎中山 包久 ○高崎 重徳 ○柴田 涼 柴田十久夫 池浦 順一 毛利 善夫 石田 茂 森 末男 木野 国繁 芳賀 和夫 重広 新 野中 又次 柴田 涼 松井 清 水上又三郎 井口 時彦 秦 玉彦	
50 54 ・ ・ 5 4 ・ ・ 1 30	◎中山 包久 ○木野 国繁 池浦 順一 村田 公 芳賀 和夫 石松 薫 古野 千年 野中 又次 柴田 晴善 近松 稔 柴田 清昭 井口 時彦 泉原 武彦 柴田征一郎 秦 玉彦 原 善治	
54 58 ・ ・ 5 4 ・ ・ 1 30	◎中山 包久 ◎井口 時彦 ○秦 玉彦 石田 茂 伊藤 輝雄 花田 偏次 柴田 晴善 近松 稔 柴田征一郎 豊沢 健一 中西良三郎 石田 寅雄 村田 公 柴田 清昭 木野 国繁 泉原 武彦	
58 ・ 5 ・ 10	柴田征一郎 添田 年孝 石田 寅雄 柴田 晴善 泉原 武彦 伊藤 輝雄 上野 桂治 柴田 清昭 木野 國繁 高山 和幸 竹内 初男 村田 征規 中西良三郎 小田 晋介 ○秦 玉彦 ◎井口 時彦	

三 遠賀村議會議員と町議會議員

町村會議員を公選以前と公選以後に別けて示すと第VI—22表・23表の通りである。公選以前に於いては村長が議長を兼ねている。

昭和三十九年四月一日に町制を施行するので、それ以前は村議會議員、以後は町議會議員であるが、議員任期が三十八年と四十二年と町制前後に及んでいるので一括して示している。

第三節 遠賀村の農地改革

一 農地改革の経過

昭和二十年八月十五日、第二次世界大戦敗戦を迎え、日本民主化と戦後経済の再建の基本的課題の一つとされたのが農地改革である。それは占領軍当局（GHQ）の指令に基き、下からの改革に先んじて、上から行った改革ではあったが、戦前の社会ではアンタッチャブル的存在であった農村の地主制支配を崩壊させ、日本資本主義の構造を変えたでき事であった。

日本資本主義の基盤的構成要素の一部分をなしていた地主制と零細農経営（小作）の存在は、日本農業に半封

建的残滓を保ちながら、明治末期頃よりその構造的矛盾に基く諸問題を露呈し始め、自作中堅層農民の没落や小作争議となつて社会の表面に現れて来る。遠賀町域に於いても、既に明治末期に「耕作地ノ殆ソド三分ノ二ハ小作ニ入り、附ケ小作ノ年限ハ地主ノ意思ニヨリ一定セザルモ、通常ハ一ケ年ナレバ小作人ニ於テ愛土ノ念ニ乏シキハ故ナキナリ、又小作人ニシテ其所得中之ヲ地主ニ納メサルヲ得ズシテ種・苗・肥料・農具代金ヲ引去ルトキハ其ノ余ス所ハ僅々タルモノニシテ、自作人スラ一ケ年所得漸ク飢餓ヲ凌クニ足ル而已ニシテ、衣服・器具ヨリ起居家屋ノ如キ、其他吉凶災難ニ処スル迄テ凡百ノ用途其幾分ハ余業ヲ以テ給セザルヲ得ザルモ、大部分ハ米ヲ以テセザルヲ得ズ。故ニ一朝洪水旱魃等ノ害アリテ米作ヲ害スルトキハ他ノモノヲ以テ之ヲ補フ事甚ダ稀ナリ」

〔島門村是〕、「小農ト大農トノ懸隔ノ甚シキハ当事者ノ須ク留意ヲスベキ所タリ」〔浅木村是〕、「現在地主ハ凡テ其土地ヲ小作人ニ委シテ全ク顧ザルモノ多ク、従テ地主、小作人間ノ融和ヲ欠キ、農事ノ施設宜シキヲ得ズ」〔前掲両村是〕

と記されており、小作問題が村の懸案となつている。『島門村是』『浅木村是』が示している明治三十九年当時の田畑所有区分は第VI—24表の通りである。所有者平均では島門村田は一町四反九畝二二歩・同畑は二反九畝一六歩、浅木村田は二町四畝二四歩・同畑は二反七畝一〇歩であるが、島門村の農業従事者四三三八戸、浅木村同二二八戸よりすると多くの小作人がいることになる。島門村では「村内ニ於テ小作地ヲ有スルモノ七十四人、小作者貳百三十七人」が、浅木村では「本村ニ於テ小作地ヲ有スルモノ五十人、小作者百五十人」が挙げられている。『浅木村是』は所有田畑五反歩以下を小農、五町歩以下を中農、五町歩以上を大農と定義、小農七二戸(四四%)、中農七九戸(四八%)、大農一四戸(八%)と分析している。小作人は含まれてはいない。

両村ともに他町村に所有する田畑よりも他町村より所有される田畑の方が多い。前者は島門村では底井野村・浅木村・芦屋町・岡垣村の順で、多くは自作している。浅木村では隣接の中底井野・垣生・上底井野・別府・今

第3章 遠賀村の誕生

第VI—24表 田畑所有区分 M 29.4.1現在

区 別	種 目	村 別		浅 木 村	
		島 門 村	反 別	戸 数	反 別
3 反歩以下	田	123	156.628 ^反	58	50.304 ^反
	畑	249	278.711	119	92.019
5 反歩以下	田	31	132.104	14	56.620
	畑	62	254.818	22	92.002
1 町歩以下	田	69	512.115	19	134.101
	畑	47	332.107	23	158.007
3 町歩以下	田	119	2,214.524	43	803.418
	畑	10	150.910	8	128.104
5 町歩以下	田	27	1,002.300	17	625.729
	畑	1	31.920	0	0
10 町歩以下	田	23	1,542.802	7	473.122
	畑	0	0	0	0
10 町歩以上	田	3	353.419	7	1,235.712
	畑	0	0	0	0
合 計	田	395	5,914.102	165	3,379.216
	畑	369	1,089.606	172	470.202

第VI—25表 所有権ある土地調 M 39.4.1 現在

種 目	島門村反別	浅木村反別	合 計
総 反 別	10,126.215 ^反	6,334.603 ^反	16,460.818 ^反
他町村より所有せらるるもの	1,839.115	1,244.613	3,083.728
差 引 残	8,287.100	5,089.920	13,377.020
他町村に所有するもの	1,138.901	584.702	1,273.603
合 計	9,426.001	5,674.622	15,100.623

古賀・鞍手郡古門に所有しているが、今古賀・中底井野分を除いては小作に出されている。後者は芦屋町・水巻村・折尾村よりの所有が主で、島門村が本籍で県外に移住した者の所有もある。多くは小作に付されている。浅木村は郡内では若松・黒崎・芦屋・山鹿・島門の町村よりの所有が大部分であり、郡外では三井郡草野銀行・浮羽郡田主丸銀行・福岡市・直方町・岡山県児島郡が挙げられている。

大正七年の米騒動以後の地主制の危機に対処するため、小作調停法（大正一三年法律第一八号）・自作農創設維持補助規則（大正一五年農林省令第一〇号）が出されたが、昭和五年の農業恐慌により更に事態は悪化し、日中戦争・太平洋戦争を迎える。

戦時を迎え、国家総動員法のもと、自作農創設維持は農地法案（昭和一二年）を纏て農地調整法（同一三年）として総動員法と同時に成立、それを補う政策として、小作統制令（同一四年勅令第八二三号）、臨時農地価格統制令（同一六年勅令第一〇九号）、供出制度に基づく米の地主価格と生産者価格との二重価格制（同一六年閣議決定・省令）などとなって現れ、戦時食糧増産と小作料の代金納制へ作用する。その間、福岡県にては昭和十五年に「自作農互助組合規約準則」を作製し、市町村単位で、自作農創設のための、低利資金借受の自治的な組織設立の促進を計っている。昭和十五年末現在で、市町村数三〇六の内、僅か二八市町村、三四組合が設立されているのみである。⁶⁷⁾

昭和二十年八月の敗戦を機に、未曾有の食糧危機を背景にして、反軍・民主化が国内外の世論となり、農地制度の改革が不可避なものとなってきた。時の幣原内閣・松村農相は戦時中の経過を基にして直ちに準備に着手し、十月十三日には自作農創設路線に沿った農政局原案を作製、十一月十六日には農地制度改革要綱を閣議に提出、十一月二十二日に閣議決定を見た。要綱は農地調整法の改正の形をとり、不在地主所有地の全部、及び、在

村地主の三町歩を超える小作地を強制譲渡の対象としていたが、閣議で強い反対を受け、保有限度三町歩を五町歩に引き上げている。この要項は農地調整法改正案として法案化され十二月四日の第八九議会に提出された。第一次農地改革法と通称されるものである。

この法案は当然の如く議会で猛反対に会い、議会保守勢力により審議未了で廃案になろうとしたが、日本農業の封建的圧制打破のためには改革が必要とするGHQ（連合国最高司令部）の「農地改革についての覚書」により廃案とすることができず、一部修正のうえ成立、十二月二十八日に公布された。覚書は次の通りである。

農地改革についての連合軍最高司令官覚書

一、民主主義的傾向の復活と強化に対する経済的障害を除去し、人間の尊厳に対する尊重を確立し、且数世紀に亘り封建的圧迫により日本農民を奴隷化して来た経済的束縛を打破するため、日本の土地耕作民をして労働の成果を享受する上に一層均等な機会を得させるべき処置を講ずることを日本帝国政府に指令する。

二、この指令の目的は、全人口の殆ど半分が農耕に従事している国において、長い間農業機構を蝕んで来た甚しい害悪を根絶しようとするものである。これらの害悪の顯著なものは次の如きものである。

(a) 農地における過度の人口集中

日本農家の殆ど半ばは、一・五エーカー以下の土地を耕作している。

(b) 小作人に対し著しく不利な条件の下における小作制度の広汎な存在

日本農民の四分の三以上は部分的又は全面的な小作農であって年收穫の半ば又はそれ以上に達する小作料を支払っている。

(c) 農業金融の高率利息と結びついた農家負債より生ずる苛酷な負担

農家負債を償却しえないため、全農家の半ば以上は農業所得のみでは生活することができない。

(d) 商工業に厚く農業を軽んずる政府の財政政策

(e) 農業に対する金利率及び直接税は商工業に対するものより苛酷である。農民の利益を無視した農民及び農団体に対する政府の官憲的な統制。超然たる統制団体による恣意的な収穫割当は農民をして自分の必要又は経済的向上のための作付を抑制することが多い。

日本農民の解放はこのような根本的な農業上の害悪を根絶破壊してこそはじめてその緒につくのである。

三、それ故、一九四六年三月一五日までに農地改革計画を連合国最高司令部に提出することを日本帝国政府に命令する。この計画は左に述べる案を包含しなければならない。

- (a) 不在地主より耕作者に対する土地所有権の移転
 - (b) 不耕作地主より公正なる価格で農地を購入するための規定
 - (c) 小作人がその所得に応じた年賦で農地を購入するための規定
 - (d) 小作人であった者が再び小作人に転落しないための合理的保護の規定
かかる必要なる保護の中には左の事項を包含すべきである。
 - (一) 合理的な利率で長期又は短期の農業融資を利用しうること
 - (二) 加工業及び配給業者による搾取から農民を保護するための手段
 - (三) 農産物の価格を安定する手段
 - (四) 農民に対する技術的その他の知識を普及するための計画
 - (五) 非農民的勢力の支配を脱し、日本農民の経済的、文化的向上に資する農業協同組合運動を助長し奨励する計画
- (e) 上述の諸計画と共に、社会に対する農業の貢献にふさわしい国民所得を農業に対して保証するために必要と認めるその他の計画をも提出することを日本帝国政府に要求する。

第一次農地改革法は地主保有限度を三町歩より五町歩に引き上げ、譲渡は地主と小作人の間での相対売買とし、金納小作料の代物弁済を認めるなど不徹底なものであったため、GHQを満足させるものではなかった。昭

和二十一年三月十五日までに提出することを命ぜられた農地改革計画も、政府はそれ以上実行する意志はなく、第一次改革法の線で回答行った。これに対し、占領軍当局の不满が表明され、日本政府自身による改革案の作成が困難とみなされ、GHQはこれを米・英・中・ソよりなる占領軍の対日理事会に付託した。理事会は二十一年四月三十日より六月十七日まで四度にわたり改革案を討議、急速化した内外民主勢力の台頭を背景にして、第二回目（五月二十九日第五回理事會）にソビエットの改革試案が、第三回目（六月一二日第六回理事會）で英国案が提出され、第四回目（六月一七日第七回理事會）で英国案に若干の修正を施して採択した。GHQではこれを受けて「農地改革覚書案」を作成、六月末に第二次改革の「勧告」を行った。ソ連案は小作地全廢、収用地六町歩までは段階的補償、それを超える分は無償とし、英国案は在村地主の小作地保有限度を一町歩とし、自作地を含めた総所有限度を内地平均三町歩、小作人の土地買受限度を一町歩とし、買収は有償で土地取得委員会が執行することになっていた。勧告を受けた政府は七月二十六日に「農地制度改革の徹底に関する措置要綱」を閣議決定し、それに基づいて「自作農創設特別措置法案」と農地調整法の再改正法案を作成、GHQの承認を受け、十月十一日両法案は無修正で議會を通過、同月二十一日に公布された。第一条に「耕作者の地位を安定し、その労働の成果を公正に享受させるため、自作農を急速且つ広汎に創設し、以て農業生産力の發展と農村に於ける民主的傾向の促進を図ることを目的とする」とうたっている。第二次農地改革法である。自作農創設に関しては前者が、小作関係・農地移動・農地委員会に関しては後者が規定している。第一次改革法と第二次改革法を比較すると第VI―26表の通りである。

第二次改革法成立後、施行令、施行規則が公布され、昭和二十一年十二月より翌年二月にかけて農地委員会が選出され、二十二年三月三十日の第一回買収日設定により農地改革はスタートする。買収は第VI―30表に示す通

第VI—26表

項 目	第 1 次 改 革 法	第 2 次 改 革 法
農地の譲渡方式	地主と小作人の相対売買	国が買収、売渡し
買 収 対 象 地 (保 有 限 度)	<ul style="list-style-type: none"> 不在地主所有の小作地 在村地主所有の小作地の内、五町歩を超える分 	<ul style="list-style-type: none"> 不在地主所有の小作地 在村地主所有の小作地の内1町歩(4町歩)を超える分 居住地で所有する自作地と小作地の合計面積が3町歩(12町歩)を超える分 経営が適切でない3町歩(12町歩)を超える自作地
買 収 価 格	賃貸価格×主務大臣の定め た率以内	賃貸価格の40倍、畑48倍
金 納 小 作 料	現物契約を地主米価で換算	
小 作 料 率	金納	田25%以下、畑15%以下
農地委員会構成	小作・自作地主より各5名	小作5、地主3、自作2名
予 定 解 放 率	37.5%	80%

り一六回に及んでいる。改革は戦後のインフレを経た昭和二十五年五月の小作料と農地価格の七倍引上げ、同年九月八日に公布の国家買収に代えての強制譲渡令である「自作農の創設に関する政令」(ポツダム政令)でもって事実上終了し、講和条約発効後の農地法(昭和二十七年法律第二二九号)に引き継がれて行く。「自作農創設特別措置法」は昭和二十七年十月二十一日廃止された。

二 遠賀村の状況

1 農地の買収

第一次農地改革法の農地制度改革要綱が閣議決定をみた昭和二十年十一月二十三日現在の遠賀村の総農地面積は第VI—27表の通りである農地改革着手前の状態である。数字はすべて「遠賀町役場文書」によっている。第VI—24・25表

第VI—27表 昭20.11.23現在の農地面積

区 分	田	畑	計	自作地	小作地
在村地主所有	町 622.3400	町 73.8110	町 696.1510	町 280.7528	町 406.3912
不在隣接市町村 地主{居住 所有{その他のもの	77.4124	7.6300	85.0124	1.2606	83.7818
	70.3204	.9608	71.2812	.8400	70.4412
計	770.0728	92.4018	852.4816	291.8804	580.8212

第VI—28表 農地を買収された地主の戸数

A. 買収された及び財産税として物納した面積の広狭別戸数

区 分	買収の面積別 (含物納)	5反	5反	1町	3町	5町	10町	50町	計
		未 満	1町	3町	5町	10町	50町	以上	
個人地主	在村地主	戸 348	戸 83	戸 38	戸 3	戸 1	戸 —	戸 —	戸 473
	不在地主	255	63	38	2	5	2	—	365
法人団体	在村地主	8	4	4	—	—	—	—	16
	不在地主	—	—	—	—	—	—	—	—
☆本市町村に居住して本市町村以外にだけ買収された農地を所有していた地主の実戸数 ☆本市町村に居住して本市町村以外においてだけ物納した地主の実戸数 ☆本市町村に居住し本市町村に所在する農地を財産税として物納し本市町村内にては農地を買収されなかった地主実戸数									10戸 —戸 —戸

と比較すると耕作面積は半分に減少している。

在村地主所有田畑は自作地よりも小作地が多く、不在地主所有田畑は全体の二三・九パーセントを占めている。約四分の一である。ここでも、当然のことではあるが、自作地は僅に一・三パーセントに過ぎない。農地改革の対象となった地主は第VI—28表の通りである。在村・不在ともに五反未満の個人地主が最も多く、それぞれ、六七・二パーセント、七二・六パーセントを占めている。その内、在村地主の改革前の規模別の状態は第VI—29表の通りである。一町歩未満所有者の内、少くとも三分の一は請作をしていることになる。一〜三町所有層では五反〜一

第VI-29表 買収および物納地主の所有規模と経営規模との関係
(在村個人地主のみ)

経営 面積別 所有 面積別	改 革 前 (昭20.11.23当時) の 状 態									
	不 耕 作	5反 未 満	5反 1町	1町 2町	2町 3町	3町 5町	5町 10町	10町 以上	計	
昭現 和在 20の ・の 11状 23態	1町未 満	14	61	69	48	31	—	—	—	223
	1町～3町	9	40	124	16	20	3	—	—	212
	3町～5町	—	5	11	7	—	8	—	—	31
	5町～10町	—	—	—	—	—	6	—	—	6
	10町～50町	—	1	—	—	—	—	—	—	1
	50町以上	—	—	—	—	—	—	—	—	—
昭20.11.23当時 不在現在村地主		—	—	—	—	—	—	—	—	—
計		23	107	204	71	51	17	—	—	473

第VI-30表 買 収 農 地 面 積

買 収 期 日 別	田	畑	計
	町	町	町
第 1 回 昭和22年 3 月31日	—	—	—
第 2 回 昭和22年 7 月 2日	196.9510	9.5405	206.4915
第 3 回 昭和22年10月 2日	35.8725	2.1017	37.9812
第 4 回 昭和22年12月 2日	86.2920	5.6310	91.9300
第 5 回 昭和23年 2 月 2日	—	—	—
第 6 回 昭和23年 3 月 2日	21.5409	.8900	25.4309
第 7 回 昭和23年 7 月 2日	27.8523	2.2109	30.0702
第 8 回 昭和23年10月 2日	—	—	—
第 9 回 昭和23年12月 2日	10.6321	1.0422	11.4113
第10回 昭和23年12月31日	—	—	—
第11回 昭和24年 3 月 2日	2.5508	.2903	2.8411
第12回 昭和24年 7 月 2日	7.4626	1.0706	8.5402
第13回 昭和24年10月 2日	3.9121	.7829	4.7020
第14回 昭和24年12月 2日	3.0714	.7504	3.8218
第15回 昭和25年 3 月 2日	4.3025	.2309	4.5104
第16回 昭和25年 7 月 2日	6.7602	.9620	7.7222
合 計	409.9724 円	25.5314 円	435.5108 円
買 収 対 価 の 総 額	2,823,334.00	94,901.24	2,918,235.24

第3章 遠賀村の誕生

第VI-31表 買収農地の条項別面積、及び地主数

事由		田	畑	計	地主数		
小作地	不在地主の小作地 (3条1項1号) ①	147.7328	8.5908	156.3306	—		
	在村地主の小作地 (3条1項2号3号) ②	249.1927	15.1606	264.3603	—		
	法人団体の所有 する小作地 (3条5項4号) {	社寺 ③	9.7525	.6113	10.3708	15	
		教会 ④	1.2002	.8502	2.0504	1	
	永小作権目的の小作地 (3条5項5号) ⑤	—	—	—	—		
	地主買収申出の小作地 (3条5項7号) ⑥	—	—	—	—		
	小作地で買収されたもの の合計 ⑦	407.8922	25.2129	433.1121	—		
	自作地	個人の不適正経営自 作地(3条5項1号) ⑧	—	—	—	—	
		仮装自作地 (3条5項2号) ⑨	—	—	—	—	
		法人団体不適正 経営自作地 {	社寺 ⑩	—	—	—	—
			教会 ⑪	3120	—	.3120	1
		地主買収申出自作地 (3条5項7号) ⑫	1.7612	.3115	2.0727	2	
		自作地で買収されたもの の合計 ⑬	2.0802	.3115	2.3917	—	
	不耕作地等(3条5項6号) ⑭	—	—	—	—		
総計 ⑮	409.9724	25.5314	435.5108	—			
○遡及買収について(昭和25年8月1日まで)							
(イ)	買収件数		遡及買収面積	遡及買収された地主数			
	自作法6条2による 1件	自作法6条5による —件		一町 0716	1		
(ロ)	自作法6条2による 遡及買収請求件数		買収した件数	買収しなかった件数			
	1件		1件	—件			
参 考							
(1)昭和20年11月23日現在の法人団体所有農地			(2)自作法3条1項3号に定める面積をこえる自作地を耕作している農家戸数(昭25.8.1現在)				
	面 積	法 人 数					
	町						
社 寺 教 会	10.3708	15					
そ の 他	2.0504	1	— 戸				

第VI—32表 所管換（所属替を含む）面積

区 分	田		畑		計		申請件数	
	町	円	町	円	町	円	戸	件
財 産 税 納 所 管 換 対 価	地主	—	—	—	—	—	—	—
	在村	16.6122	—	—	16.6122	—	在村	—
	不在村	—	—	—	—	—	不在村	—
	省	—	—	—	—	—	—	—
	省	—	—	—	—	—	—	—
	省	—	—	—	—	—	—	—
	省	—	—	—	—	—	—	—
	野	—	—	—	—	—	—	—
	林	—	—	—	—	—	—	—
	計	—	—	—	—	—	—	—
合 計	16.8122	—	—	—	18.8122	—	—	
所 管 換 対 価	113,596.40	円	—	円	113,596.40	円	—	

町経営者が最も多い。自作地以外は小作に出していると考えられる。この層では少くとも八一・六パーセントが小作地を有することになる。この数が当時の遠賀村の平均的な農業規模とは考えられない。農地所有者層の手作離れ、小地主化とも考えられる。小作料取化である。一〇町歩以上の所有者は29表の範囲では一人であるが、28表では現われていない。何等かの方法で買収対象となることを免れていることになる。

遠賀村に於ける土地の買収は第VI—30表の通り、第二回より第一六回の一五回に亘って行われた。合計買収面積は第VI—27表に示す農地面積の五一パーセントに及んでいる。その条項別内訳は第VI—31表の通りである。その内、遡及買収は一件、七畝一五歩が含まれている。買収地は九九・五パーセントが小作地であり、不適正経営自作地、及び、買収申出の自作地は〇・五％に過ぎない、第VI—32表に示すように、「財産税物納」もあるが、不在地主の所有農地は数字の上では一〇〇パーセント買収されている。②の「在村地主の小作地」は一町歩を超える小作地（二号）、及び、自作地と小作地の合計が三町歩を超えるもの（三号）である。買収地の平均対価は二十五年五月の対価の七倍引上げを含んでいるが、第VI—30表より算出すると、一反歩につき、田は六八八円六五銭五厘、畑は三七一円六五銭二厘に当たる。一坪当り、田二円三〇

第3章 遠賀村の誕生

第VI—33表 買収除外農地の件数、及び面積

区 分	田	畑	計	件 数	
	町	町	町	個数	戸数
自作法5条1号 公共用農地	—	—	—	—	—
〃 5条2号 縣市町村団体農地	—	—	—	—	—
〃 5条3号 試験研究指定地	—	—	—	—	—
〃 5条4号 都市計画指定地	—	—	—	—	—
〃 5条5号 使用目的変更予定地	—	—	—	—	—
〃 5条6号 一時貸付地	.2600	—	.2600	A戸 1	B戸 1
第5条第8号 {	収 穫 不 定 地	—	—	—	—
	陥 没 の 虞 有 も の (炭坑)	46.5000	—	46.5000	3
	そ の 他	—	—	—	—
自作法4条3項の理由による不在村者の面積	.4712	—	.4712	—	1

第VI—34表 宅地、建物、農業用施設等開放実績

	買 収		所 管 換		売 渡	
	数 量	件 数	数 量	件 数	数 量	件 数
宅 地	坪 14,895	130	坪 —	—	坪 14,895	95()
建 物 {	住 宅 建 物	棟 14	棟 —	—	棟 14	6()
	そ の 他	—	—	—	—	—
立 木	石 反歩	—	石 反歩	—	石 反歩	—
農 業 用 施 設 {	池 沼 溜 池	—	—	—	—	—
水 路 等	—	—	—	—	—	—
堤 塘	—	—	—	—	—	—
農 道	—	—	—	—	—	—
防 風 林 地	—	—	—	—	—	—
工 作 物	個 —	—	個 —	—	個 —	—
揚 排 水 機	台 —	—	台 —	—	台 —	—

錢、畑一円二四錢である。

遠賀村に於ける「買収することを不相当」とする買収除外農地は第VI—33表の通り、「一時貸付地」二反六畝一件他を除くと、炭坑の鉱害地四六町五反が挙げられている。全田数の六パーセントに鉱害が見込まれている。遠賀村では鉱害は虫生津・浅木・木守地区に現れており、昭和二十八年には虫生津地四五町六反、翌二十九年には浅木地区五〇町六反七畝、三十年には木守地区二五町五反の鉱害復旧工事が着手されている。それ等は第VI—33表にも示されているが、この三地区に集中しており、その内の不在地主所有の四六町五反が買収除外農地とされている。

農地以外の買収も第VI—34表の通り行われている。宅地、及び建物である。炭住地であろう。

2 買収農地の売渡

農地改革の対象として、国によって買収された農地は第VI—30表・31表に示す通りであるが、買収地は順次小作者に売渡されて行く。その面積は第VI—35表の通りであり、改革前の経営規模別の売渡しを受けた戸数は第VI—36表の通りである。売渡価値の平均は、一反につき、田が六六一円四七錢、畑が三七一元八一錢である。平均では田は買収価格より二一円余安くなっているが、畑は殆ど同一である。第VI—36表の内訳は同35表の通りである。改革前小作地の七九・七パーセントに当たる。一戸当り平均売渡面積は五反一畝九步弱である。売渡しを受けた面積は、いずれの層に於いても、平均値では改革前の小作地面積より小さい。第VI—37表より、売渡しを受けた後の各層の平均所有面積を算出すると第VI—38表となる。平均値的にみると、20・11・23現在に小作地が多かった層が売渡しを受けた面積が大であるのは当然であるが、各階層ともに自作地の多かった層に厚く、少ない

第3章 遠賀村の誕生

第VI—35表 売渡農地面積

買収期日別売渡面積	田	畑	計
	町	町	町
第1回(昭22. 3.31)買収分	—	—	—
第2回(昭22. 7. 2)買収分	196.9008	9.5011	206.4019
第3回(昭22.10. 2)買収分	35.8725	2.1017	37.9812
第4回(昭22.12. 2)買収分	86.0121	5.6310	91.6501
第5回(昭23. 2. 2)買収分	—	—	—
第6回(昭23. 3. 2)買収分	24.5409	.8900	25.4309
第7回(昭23. 7. 2)買収分	27.0906	2.2109	29.9015
第8回(昭23.10. 2)買収分	—	—	—
第9回(昭23.12. 2)買収分	10.3621	1.0422	11.4113
第10回(昭23.12.31)買収分	—	—	—
第11回(昭24. 3. 2)買収分	2.5508	.2903	2.8411
第12回(昭24. 7. 2)買収分	7.4626	1.0706	8.5402
第13回(昭25.10. 2)買収分	3.9121	.7829	4.7020
第14回(昭24.12. 2)買収分	3.0714	.7504	3.8218
第15回(昭25. 8. 2)買収分	4.3025	.2309	4.5404
第16回(昭25. 7. 2)買収分	6.3203	.9620	7.2823
計	409.0470	25.4920	434.5327
所管換農地 { 物の納 そ の 他	16.6122	—	16.6122
合 計	425.6529	25.4920	451.1519
売渡対価の総額	円 2,816,943.60	円 94,786.04	円 2,911,729.64

第VI—36表 農地の売渡をうけた戸数

区 分	昭和20.11.23当時耕作面積						昭20. 11.23 当時 不在	計
	5反 未 満 耕 作	5反 } 1町	1町 } 2町	2町 } 3町	3町 } 5町	5町 以上		
本市町村内居住	戸 258	戸 278	戸 247	戸 94	戸 4	戸 —	戸 6	戸 887
本市町村外居住								2
合 計								889

第VI—37表 農地の売渡をうけた戸数および売渡をうけた面積

区 分	事項別	村内の農地 の売渡を受 た実戸数①	他村農地 のみ売渡 を受た実 戸数②	村内にて 売渡を受 けた面積 ③	村外から 売渡を受 けた面積 ④	昭20.11.23 当時に おける 自作地 面積⑤	昭20.11.23 当時に おける 小作地 面積⑥	
		戸	戸	町	町	町	町	
昭和20・11・23現在市町村 内居住者	自作農	5反未満	27	—	1.9500	—	4.2107	2.2210
		5反～1町	23	—	2.6110	—	14.1415	3.2508
		1～2町	49	—	20.3705	—	41.3220	22.6311
		2～3町	25	—	10.8905	—	36.0013	11.6100
		3～5町	—	—	—	—	—	—
	自作農	5反未満	151	—	36.3617	—	22.8112	38.2108
		5反～1町	98	—	31.5112	.3108	30.1328	34.4412
		1～2町	81	—	50.1020	.4807	25.1616	62.1821
		2～3町	41	—	34.7322	.2909	36.3327	43.8719
		3～5町	4	—	3.3100	—	7.0018	3.8106
	小自作農	5町以上	—	—	—	—	—	—
		5反未満	36	—	14.6124	—	4.5020	21.8003
		5反～1町	85	—	62.9727	1.1101	15.4114	69.4515
		1～2町	61	—	53.4201	.3219	19.2006	68.3213
		2～3町	40	—	44.0326	—	23.5310	54.6022
小作農	3～5町	—	—	—	—	—	—	
	5反未満	49	—	21.9614	—	1.2009	23.6308	
	5反～1町	76	—	28.7702	.3917	5.1129	46.8802	
	1～2町	38	—	33.5014	.8818	6.2300	53.2304	
	2～3町	—	—	—	—	—	—	
昭20.11.23 現在当該市 町村外居住 者	3～5町	—	—	—	—	—	—	
	現在	—	—	—	—	—	—	
	不在	—	—	—	—	—	—	
計		887	—	451.1519	3.8019	292.3604	570.8812	

第3章 遠賀村の誕生

第VI—38表

階 層	区 分	20.11.23現在 自作地平均	20.11.23現在 小作地平均	売渡をうけた 農地平均
自 作 農	5反未満	15.18	8.07	7.07
	5反～1町	61.15	14.04	11.11
	1町～2町	84.10	46.06	41.17
	2町～3町	144.00	46.13	43.17
自 小 作 農	5反未満	15.03	25.09	24.02
	5反～1町	30.23	35.04	32.17
	1町～2町	31.02	76.23	74.24
	2町～3町	88.19	107.00	85.13
	3町～5町	175.05	95.09	82.23
小 自 作 農	5反未満	2.14	70.20	40.18
	5反～1町	18.05	81.21	75.12
	1町～2町	31.14	112.00	88.03
	2町～3町	58.25	136.15	110.03
小 作 農	5反未満	2.14	70.20	44.24
	5反～1町	6.22	61.20	38.11
	1町～2町	16.12	140.02	90.15
平 均	32.29	64.11	51.09	

第VI—39表 保 有 限 度

自作法3条1項2号の面積 町8反自作法3条1項3号の面積 2町5反						
(ロ) 国が実施した各種農地調査						
区 分	自作地	小作地	計	田	畑	
	町	町	町	町	町	町
昭21.4.26農家人口調査	492.4828	392.7405	885.2303	790.3928	94.8305	
昭22.8.1臨時農業センサス	409.9000	403.0000	813.5000	730.5000	83.0000	
昭24.3.1 農地調査	763.4013	87.0124	850.4502	763.1819	87.2613	
(ハ) 昭24.3.1 農地調査における戸数						
保有限度の貸 付地所有農家	自作農	自作兼 小作農	小作兼 自作農	小作農	土地を耕作 しない農家	計
戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸
14	543	193	42	60	一	852

第VI-40表 農地解放総括表

区 分		面 積		
昭25. 8. 1	までの買収済面積 ①	町 435.5108		
昭25. 8. 1	までの所管換済面積 (含所属替) ②	16.6122		
	計 ③	452.1300		
昭25. 8. 1	までの売渡済面積 ④	451.1519		
昭25. 8. 1	以後買収予定面積 ⑤	2.4706		
昭25. 8. 1	以後所管換予定面積 ⑥	.4500		
	売渡未済農地 ⑦	.9711		
売渡未済農地の内訳				
区 分		田	畑	計
		町	町	町
	都市計画地区内5ヶ年売渡保留地 ①	—	—	—
	零細農家の小作地 ②	—	—	—
	法人団体借入経営地で存置を必要 ③	—	—	—
	災害等の為現状の儘売渡不能のもの ④	—	—	—
	使用目的変更を相当とするもの ⑤	()	()	()
	買受申込のないもの ⑥	—	.0324	.0324
	上記の外協同組合等の管理のもの ⑦	—	—	—
	在外邦人二重国籍者所有の為保留地 ⑧	—	—	—
	計 ⑨	—	.0324	.0324
	会社の自給農園で一時存置を必要とし ⑩	—	—	—
	昭25. 8. 1 現在売渡未済のもの ⑪	.9317	—	.9317
	その他の売渡未済のもの ⑫	—	—	—
	合 計	.9317	.0324	.9711
上表①の農地を耕作しているものの実戸数				一戸

第VI-41表 昭25. 8. 1 現在の農地面積

区 分		田町	畑町	計町
自作地	今次農地改革で売渡をうけたもの ①	425.6529	25.4920	451.1519
	昭20.11.23 当時の非農地 ②	—	—	—
	その他 ③	220.7516	55.1018	275.8604
	計 ④	646.4115	80.6008	727.0123
小作地	売渡保留現在国有のもの ⑤	.9317	.0324	.9711
	不在地主所有買収除外地 ⑥	46.5000	—	46.5000
	昭20.11.23 当時の非農地 ⑦	—	—	—
	その他 ⑧	75.4613	1.6010	77.0623
	計 ⑨	122.9000	1.6404	124.5404
	自作小作にも入らぬ農地 ⑩	—	—	—
昭20.11.23 当時農地であったが現在農地でなくなった面積		.7613	.1606	.9219

層に薄い結果となっている。平均的には「20・11・23現在自作地平均」と「売渡を受けた農地平均」の和が改革後の自作地となるが、各階層とも一町未満の区分の層では合計は一町歩未満であり、農業を専業とするにはなお小作地を必要とする。そのことは総平均の和が八反四畝八歩ということよりも推察できることではある。小作が可能であることは、第VI―39表に示すように、保有限度（二町歩）の貸付地を所有する農家が少くないことでも推測できる。

遠賀村の農地改革は第VI―40表の通り、昭和二十五年八月一日現在で九九・七八パーセントを終了している。遠賀村では牧野の買収はない。それ以後の予定地が三町八反九畝一七歩残っているが、全体的には大勢に影響はない。それを除いた農地面積は第VI―41表の通りである。これをもって遠賀村の農地改革は略終了したといえる。

三 農業委員会

自作農創設維持、小作関係の調整、農地の交換分合の促進などを目的として農地委員会が設けられたのは昭和十三年の農地調整法に始まる。委員は市町村長を会長とする官選であり、権限は調査、斡旋、意見提出に限られていた。戦後、農地改革に際して、その中心的機構となった農地委員会は小作・自作・地主より選挙で選出した。農地改革の一応の完了に伴い、昭和二十四年六月に借主2・貸主2・自作6の比率に改組される。自作農維持を中心目的としている。

昭和二十六年の農業委員会法の成立により農地委員会・農業調整委員会・農業改良委員会などを統合した農業

委員会が発足する。それに従って市町村の農業委員会の統一選挙が行われた。選任による委員は、市町村長が公選委員の過半数が推せんしたもの五人を限度に決定し、各委員会毎に会長を選任した。

委員会では農地に関する事、土地改良に関する事などの業務がなされることになった。その後数次に亘りこれら法案並に事業内容等の改善がなされ、農業の安定という大目標に絶えざる業務が続けられた。

昭和五十五年（一九八〇）には農地利用増進法、農地法の一部改正法、農業委員会法改正法等が公布され、それぞれ施行されることになった。

昭和二十六年の農業委員会法成立以後の遠賀町の農業委員会の委員は次の通りである。

遠賀村町農業委員会委員

昭和二十六年～二十九年

江藤建次郎	丸井 末松	秦 宝一	竹森 國雄	○林 喜助	秦 徳雄	柴田 頼雄
高 万年	毛利 盈	副田 新蔵	中山 包久	添田 繁	末松 充	柴田 貫蔵
柴田 徳	有吉 茂也	柴田 三郎				

○印 会長

□印 農業会議員

昭和二十九年～三十二年

高 万年	末森 友一	林 國雄	太田 実	中山 包久	柴田寿一郎	副田 新蔵
小野 忠次	○毛利 盈	矢野 隆	泉原 太郎	二村 忠次	高崎 武弘	安部 春繁
柴田 敏士	有吉 茂也	林 喜助	柴田 守			

昭和三十三年～三十五年

大場 和壯	井口 守	高崎 武弘	泉原 太郎	筋田 信義	一田 秀雄	村田 好彦
-------	------	-------	-------	-------	-------	-------

第3章 遠賀村の誕生

末森 利房	村田 光弘	高 三	石田 寅雄	瓜生 満	古野 克憲	井口 直正
昭和五十年～五十三年						
末松 貞次	白石 忍	柴田 一彦	村田 公	末森 利房	鶴井 寿年	井口 正利
村田 忠夫	三島 文吾	竹内 武雄	□松井 清	○秦 宝一	柴田 涼	
昭和四十七年～五十年						
井口 正利	松本 秀美	半田 三吾	竹内 武雄	○仲野 馨	□中山 包久	森 末男
江藤 優	村田 公	桑原 繁人	加藤 清彦	鶴井 寿年	添田 秀雄	畑生 半一
昭和四十四年～四十七年						
芳賀 和夫	石松 方則	柴田 盛彦	仲野 利治	豊沢 建一	□重広 新	○仲野 馨
村田喜代実	柴田 治美	石松 薫	竹森 繁男	添田 重広	外添 忠	
昭和四十一年～四十四年						
柴田 一彦	石松 薫	□仲山 頼雄	井口 強	○仲野 馨	小野周太郎	旗生 重巳
柴田 盛彦	柴田 治美	外添 義光	古畑 成久	二村 道徳	安藤 智	森 末男
太田 末吉	石松 薫	井口 強	井口 強	○仲野 馨	小野周太郎	森 末男
昭和三十一年～三十八年						
高崎 重徳	高崎正次郎	柴田誠太郎	秦 宝一	□柴田 貫蔵	○毛利 盈	一田 秀雄
入江 孝	井口 守	門司 恕	大場 和壯	柴田寿一郎	石松 四郎	
昭和三十三年～三十八年						
柴田 徳壯	○井口 強	□小野周太郎	毛利 盈	中山 包久	柴田寿一郎	安部 春繁
小野 忠次	古野 保	小野 郷雄	柴田誠太郎	矢野 速雄	柴田寿一郎	

松井 広実	池田 義隆	柴田 一彦	□中山 包久	柴田征一郎	○秦 宝一	小野敏行(52)
5・20~53・7・19)						
昭和五十三年~五十六年						
二村 正人	吉田 舜二	花田 偏次	柴田 智隆	筋田 幸男	古野 克憲	松本 勝
太田 勝美	末森 利房	□近松 稔	○芳賀 和夫	高崎 崇	池田 義隆	
昭和五十六年~五十九年						
小野 邦雄	○太田 平	林 寿太郎	中西良三郎	高田 久次	柴田 智隆	岩崎 昭幸
○古野 克憲	松本 勝	村田 征規	近松 稔	高崎 崇	柴田 智隆	古場 文麿
松本 義巳(58・7・20~59・7・19)						
昭和五十九年~六十二年						
○添田 年孝	□和田 共生	石松 守	小野 邦雄	中西 孝一	組手 武重	村田 征規
井口 時彦	村田 一夫	松本 義己	秦 朝生	柴田征一郎	古場 文麿	